

ふじみ野市立児童発育・発達支援センター条例新旧対照表

改正案	現行
<p style="text-align: center;"><u>ふじみ野市立こども発達支援センター条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第43条に規定する児童発達支援センターとして、<u>ふじみ野市立こども発達支援センター</u>(以下「センター」という。)をふじみ野市福岡一丁目2番5号に設置する。</p> <p>(審議会の設置)</p> <p>第15条 市長は、センターの円滑な運営を図るため、<u>ふじみ野市こども発達支援センター運営審議会</u>(以下「審議会」という。)を置く。</p> <p>(会議)</p> <p>第20条 審議会の会長は、会長が招集する。</p> <p><u>2</u> 会長は、<u>会議の議長となる。</u></p> <p><u>3</u>～<u>5</u> (略)</p> <p>(庶務)</p> <p>第21条 審議会の庶務は、<u>こども家庭センター</u>において処理する。</p>	<p style="text-align: center;"><u>ふじみ野市立児童発育・発達支援センター条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第43条に規定する児童発達支援センターとして、<u>ふじみ野市立児童発育・発達支援センター</u>(以下「センター」という。)をふじみ野市福岡一丁目2番5号に設置する。</p> <p>(審議会の設置)</p> <p>第15条 市長は、センターの円滑な運営を図るため、<u>ふじみ野市児童発育・発達支援センター運営審議会</u>(以下「審議会」という。)を置く。</p> <p>(会議)</p> <p>第20条 審議会の会長は、会長が招集し、<u>会議の議長となる。</u></p> <p><u>2</u>～<u>4</u> (略)</p> <p>(庶務)</p> <p>第21条 審議会の庶務は、<u>子育て支援課</u>において処理する。</p>

ふじみ野市立市民交流プラザ条例新旧対照表（附則第2項関係）

改正案	現行
<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第15条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、次に掲げるものを行わせることができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>ふじみ野市立こども発達支援センター条例</u>(令和3年ふじみ野市条例第1号)第1条に規定する<u>ふじみ野市立こども発達支援センターの施設の維持管理に関する業務</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第15条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、次に掲げるものを行わせることができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>ふじみ野市立児童発育・発達支援センター条例</u>(令和3年ふじみ野市条例第1号)第1条に規定する<u>ふじみ野市立児童発育・発達支援センターの施設の維持管理に関する業務</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>